議案第３５号

上越市営住宅条例の一部改正について

上越市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市営住宅条例の一部を改正する条例

上越市営住宅条例（平成９年上越市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「公示しなければならない」を「明らかにしなければならない」に改める。

第６条第１項第３号中「公租公課」を「市税等」に改める。

第９条第２項第３号を次のように改める。

⑶　石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１２年法律第１６号）第２条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和３４年法律第１９９号）第８条第１項に規定する炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者

第１８条第２項中「(月の中途で明け渡す場合は、明け渡す日)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その日が上越市の休日を定める条例（平成元年上越市条例第２９号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日をもって納期限とする。

第３４条第１項中「第３７条第５項（同条第６項」を「第３７条第６項（同条第７項」に改める。

第４３条第１項中「(第１項第５号を除く。)」を削る。

第４４条の２第１項中「公租公課」を「市税等」に改め、同項第２号を次のように改める。

⑵　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成５年建設省令第１６号）第７条に規定する者

第４４条の７中「第１７条」を「第１８条」に改める。

第４４条の７の２中「公租公課」を「市税等」に改め、同条第４号を削る。

第４４条の１３第２項中「(月の中途で明け渡す場合は、明け渡す日)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日をもって納期限とする。

別表第１押切住宅の項中「１棟１０戸建て　１棟」を「１棟５戸建て　２棟」に改める。

別表第４山中住宅の項を削り、同表コーポやすづかの項中「同」を「安塚区安塚」に改め

る。

附　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第４条第２項、第９条第２項第３号、第３４条第１項、第４４条の７及び別表第１の改正規定　公布の日

⑵　その他の改正規定　平成３１年４月１日